岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

随時監査の指摘事項の改善措置状況について(通知)

令和5年9,10月実施随時監査(公の施設の指定管理者監査に伴う所管課監査)における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

随時監査の指摘事項の改善措置状況(令和5年9,10月実施分)

生活安全課

指摘事項

今回の監査において、協定書に基づき指定管理者に納付させるべき収益の配分について事務が行われていないことが認められました。

今後このようなことが起こらないよう、適正な事務処理を行ってください。

改善措置状況

この度の収益の配分については、担当者間の事務引継が十分で無かったことに加えて、協 定書自体の確認が不十分であったことによるものです。

この件につきましては、指定管理者との協議を行い、10月に令和3年度及び令和4年度分の納入を確認しています。

再発防止策として、事務を確実に行うため業務スケジュール(業務管理シート)を作成して各業務の進捗状況を確認するようにしております。本事案につきましても業務スケジュールに年度当初に行う業務として書き加え、今後、事務処理を遅滞なく行うよう見直しを行ったところです。こうした措置を徹底し、今後、同様の事例を起こさないよう努めてまいります。